

附 属 资 料

目 次

1 職員給与実態調査関係

令和5年度職員給与実態調査の概要	1
第1表 任命権者別、給料表別職員数	2
第2表 給料表別給与額等	4
第3表 給料表別、級別、号給別職員数	6
第4表 給料表別、級別、年齢別職員数	18
第5表 給料表別、級別、学歴別職員数	22
第6表 給料表別、級別平均給料額等	24
第7表 行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額	26
第8表 扶養手当の支給状況	27
第9表 給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況	27
第10表 職員の住居施設の利用状況	28
第11表 職員の通勤の状況	30
第12表 単身赴任手当の支給状況	34
第13表 暫定再任用職員の給料表別、級別人員数	35

2 職種別民間給与実態調査関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要	36
第14表 産業別、企業規模別調査事業所数	37
第15表 職種別にみた民間給与額等	38
第16表 公民給与の比較における対応関係	44
第17表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	45
第18表 民間における初任給の改定状況	45
第19表 民間における家族手当の支給状況	46
第20表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	46
第21表 在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況	46

3 生計費及び労働経済指標関係

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要	47
第22表 盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費	48
参考1 盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国比較	48
参考2 費目別、世帯人員別生計費換算乗数	49
第23表 労働経済指標	50

1 職員給与実態調査関係

令和5年度職員給与実態調査の概要

令和5年度の職員の給与実態調査を次により実施した。

1 調査の目的

職員の給与の実態を正確に把握し、給与制度運用の基礎資料を得ることを目的とした。

2 調査の時期

令和5年4月1日

3 調査の方法

「給与支給事務処理要領」（平成28年3月15日付け総事第296号）に基づき、総務事務センターで管理している給与関係データをもとに集計した。

4 調査の範囲

調査の時期に在職している職員

5 調査の項目

ア 基準学歴

イ 経験年数

ウ 年 齢

エ 適用給料表、級、号給

オ 扶養手当

カ 住居手当

キ 通勤手当

ク 単身赴任手当

ケ その他

6 調査結果

調査結果は、第1表から第13表に示すとおりである。

第1表

任命権者別、

任命権者		給料表	計	行政職	公安職	教育職(1)
			人	人	人	人
計			16,547	4,658	2,071	3,112
知事			4,008	3,588		16
議会議長			32	32		
選挙管理委員会			6	6		
代表監査委員			16	16		
教育委員会	本庁等		334	162		83
	県立高等学校等		3,275	245		3,012
	市町村立小中学校		6,493	310		
人事委員会			16	16		
警察本部長			2,363	279	2,071	1
海区漁業調整委員会			4	4		

(注) 1 県立高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

給料表別職員数

教育職 (2)	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)
人	人	人	人	人
6,282	184	25	117	98
3	166	25	115	95
80	8			1
18				
6,181			2	
	10			2

第2表

給料表別

区分		給料表				
		計	行政職	公安職	教育職(1)	
職員数(人)		16,547	4,658	2,071	3,112	
扶養親族数(人)		13,282	3,443	2,479	2,728	
	給料月額(円)	5,761,979,700	1,483,500,600	668,556,900	1,163,520,600	
	給料の調整額(円)	19,867,814	726,000	91,800	10,095,546	
	教職調整額等(円)	121,408,344			42,140,276	
	給料の特別調整額(円)	97,429,800	33,810,100	6,369,400	11,862,100	
	扶養手当(円)	140,235,500	35,491,500	24,118,500	29,177,500	
	地域手当(円)	4,610,938	2,189,235	342,010	13,037	
	諸手当(円)	256,998,967	63,122,053	29,550,895	45,476,843	
給与総額(円)		6,402,531,063	1,618,839,488	729,029,505	1,302,285,902	
職員一人当たり平均	給料月額(円)	348,218	318,484	322,818	373,881	
	給料の調整額(円)	1,200	155	44	3,244	
	教職調整額等(円)	7,337			13,541	
	給料の特別調整額(円)	5,888	7,258	3,075	3,811	
	扶養手当(円)	8,474	7,619	11,645	9,375	
	地域手当(円)	278	469	165	4	
	諸手当(円)	15,529	13,551	14,269	14,613	
	給与月額(円)	386,924	347,536	352,016	418,469	
	扶養親族数(人)	子	0.60	0.52	0.86	0.68
		(特定期間にある子)	0.23	0.21	0.17	0.26
		子以外	0.20	0.22	0.34	0.20
		計	0.80	0.74	1.20	0.88
	年齢(歳)		42.8	40.7	37.6	45.1
	経験年数(年)		21.0	19.8	17.0	22.4
修学年数(年)		15.2	14.3	14.0	15.8	

- (注) 1 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。
2 給料の特別調整額には、市町村立学校職員の給与等に関する条例に定められている管理職手当を含む。
3 「諸手当」とは、初任給調整手当、住居手当、単身赴任手当の基礎額、特勤勤務手当等、へき地手当等

給 与 額 等

教育職（２）	研究職	医療職（１）	医療職（２）	医療職（３）
6,282	184	25	117	98
4,317	179	25	79	32
2,298,835,400	65,705,200	11,728,800	39,233,200	30,899,000
8,677,968		158,000	38,800	79,700
79,268,068				
42,638,800	1,367,900	818,300	563,200	
48,240,500	1,811,000	211,500	844,000	341,000
		2,066,656		
106,996,469	2,586,375	5,820,466	2,440,550	1,005,316
2,584,657,205	71,470,475	20,803,722	43,119,750	32,325,016
365,940	357,093	469,152	335,326	315,295
1,381		6,320	331	813
12,618				
6,787	7,434	32,732	4,813	
7,679	9,842	8,460	7,213	3,479
		82,666		
17,032	14,056	232,819	20,859	10,258
411,437	388,425	832,149	368,542	329,845
0.55	0.65	0.48	0.54	0.29
0.26	0.26	0.08	0.19	0.07
0.14	0.33	0.52	0.14	0.04
0.69	0.98	1.00	0.68	0.33
45.1	43.9	44.6	43.0	39.3
22.6	21.1	19.6	20.0	16.7
15.9	16.0	17.9	15.8	15.6

及び寒冷地手当である。

第3表

給料表別、級別、

給料表	号給 職務 の級	計	級別																									
			1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26
行政職	1	946					12			28	1		46	2	1	1	31		12	5	29	4	24	5	93	4		
	2	737						1			1	2	3	19	5	50	4	50	12	49	6	53	11	41	10	59	12	
	3	509													1		1		6	2	12		9		21	2		
	4	915																										
	5	941	1																									
	6	265														1					1	1						
	7	248																										
	8	72																			3	2	4	2	5	1	2	10
	9	21								1			3	2	1	9	4											1
	10	4	3				1																					
公安職	1	326			29			2	8	1	17		3	1	28			1	27	1	24	2	36	1	6		51	2
	2	319																				8		5	1	43		
	3	410														1				2		1		6		4		
	4	556																		1		1					1	
	5	345																										
	6	50																										
	7	39																										
	8	16																										
	9	10																										
教育職 (1)	1	171	1			1							1								2			1	2			
	2	2,614	18		1	23		2		25	1	2	2	22		9	1	11	2	11	1	19	3	23	2	15	2	
	特2	81																										
	3	157																										
教育職 (2)	4	89																			1	1			2	1	1	7
	1																											
	2	5,234											115		10	2	121	1	14	3	110	3	26	4	72		2	
	特2	157																										
	3	477																										
研究職	4	414																			1	3	19	42	65	56	52	28
	1	10																									2	
	2	48																			2	1	2		1		1	
	3	99																			1		1		3	1	1	
	4	23																										
5	4																											

(注) 1 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示している。
 2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

号 給 別 職 員 数

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
37	8	86	3	31	14	102	8	45	4	78	6	43	4	64	5	45	10	35	3	10	3	2	1			1					
29	7	44	11	40	14	45	10	32	4	14	3	16	4	7	5	11	3	4	2	7	1	4	1	2	2		2	1	1		
24	2	15	2	33	4	16	6	20	6	22	6	22	2	23	3	12	7	13	4	11	8	20	5	10	4	13	6	10	7	16	
1	1			6	2	5	3	8		7	3	7	3	10	3	8	5	25	15	21	13	25	12	21	10	27	8	30	11	33	
																						1		2		7	1	8	3	9	
																			1	1	1	2	10	13	16	15	25	53	31	37	
		4	30	65	33	12	21	6	4	17	4	9	6	4	4	9	1	5	6		4			2						1	
6	9	5	5	5	2	5	2	1	1		1	1																			
3	2	40	1	3		15	2	2	4	3		3	1	1	1			1		1		1		1					1		
6	1	37	1	9	3	34	4	9	5	21	1	7	1	22	3	5	1	18	1	2	2	19	1	8	1	11	2	3	1	11	
11	2	6	2	13		5	1	12		4	2	17		8	2	16	1	8	4	12	4	20	2	18	5	15	3	23	4	10	
2		2				2	1	3		4	1	7	1	7	1	3	2	5	1	6	2	10	2	7	3	4	3	9	3	10	
																			1	5	2	3	1	5	5	6	5	4	4	10	
																												1			
																											1	1	7	12	4
															1	2	4	6	2								1				
		6	4																												
						2		1		2		1		1	1	2		2		2		2	1		1		2	2			
24	5	11	8	22	5	14	4	23	2	23	7	22	5	21	7	23	4	16	7	20	11	20	4	16	5	15	4	14	5	25	
																										1	1	5	1	2	8
5	13	10	4	14	10	5	3	3	3	6																					
47	13	54	7	41	4	40	16	65	9	43	14	60	8	46	15	49	11	42	9	51	11	43	16	30	8	34	16	44	8	47	
14	14	15	11	18	22	7	13	6	7	21																					
	1	3				1				2	1																				
2	1	2	1	7	1	5		1		3		3		1	1	1	1	2		1	2			5					1		
2					1		1	1		1			2							1				2			2		3		
																									1		7	4	4	2	2
	3			1																											

給料表	給 号	職務の級																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
行政職	1																														
	2		2		1	1			2		2	1			3			1			1		1		1	1				1	
	3	6	9	3	11	8	7	2	6	2	2	3		3	1	2	2		2		1			2		1	2	1	2	1	
	4	9	21	8	29	15	26	9	28	12	21	22	28	19	30	11	16	17	29	12	24	13	11	14	10	21	10	7	11	11	
	5	2	8	5	13	9	6	4	15	11	6	27	31	29	7	23	31	32	23	26	33	29	27	21	26	30	30	26	23	17	
	6	16	6	4	6	3	6	4	1		2		1		1	2	1			1	3										
	7				1																										
	8																														
	9																														
	10																														
公安職	1																														
	2	3	5	1	2																										
	3	2	18	2	16	2	12	3	11	1	7	3	9	2	8	4	12	6	16		10	1	4	1	4	1	3	1	3		
	4	2	11	4	14	5	16	5	16	3	22	1	16	3	19	6	15	1	11	5	13	1	14	6	14	5	13	2	11	3	
	5	5	10	3	10	9	7	2	7	4	9	5	15	9	6	9	11	4	8	4	6	3	4	4	5	7	2	3	2	8	
	6						1	1			1	5	1	1			3	1	1	1	1		1				2	2	1	2	
	7	2	2	1	1	3	1		1			1		1		1															
	8																														
	9																														
教育職 (1)	1		2	1	1	3	1	1		2	1		1	1	1	1	2	1	3	1	1	2	1	1	2	2	2		4		
	2	4	22	5	17	10	28	15	12	17	22	12	23	9	27	8	24	12	26	5	20	8	21	10	23	14	19	16	27	13	
	特2																														
	3	10	14	15	6	9	12	6	3	10	7	2	8	7	8	4	4	4	3		7										
教育職 (2)	1																														
	2	12	34	9	33	14	28	11	30	10	26	13	31	17	30	6	21	12	35	9	19	7	23	8	22	17	27	16	42	16	
	特2						1						1		1	2	1			1	1	2	2	1	1	1	6	6	1	1	
	3						1			1	1	3	4	3	4	6	21	22	37	26	27	21	21	16	17	24	26	22	25		
研究職	1																														
	2																														
	3					1	1			1	2		3	1	1	1	4	1	1	1	4	2	3	1			1	1	2		
	4	1		1		1																									
	5																														

給料表	号給																													
	職務の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
行政職	1																													
	2								1																					
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
	10																													
公安職	1																													
	2																													
	3																													
	4	6	4	3	4		9	5	55																					
	5																													
	6																													
	7																													
	8																													
	9																													
教育職(1)	1			1	1	1	2	1	1	1	3	1	4	3	1	2		2	2					1		1				
	2	22	26	17	23	24	31	18	28	10	26	16	30	13	41	26	39	35	53	41	54	34	51	40	38	22	27	24	51	
	特2																													
	3																													
	4																													
教育職(2)	1																													
	2	21	27	19	36	26	32	24	28	20	36	42	31	35	39	36	48	26	40	32	61	38	70	35	77	32	79	51	94	52
	特2																													
	3																													
	4																													
研究職	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													

27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	
		1																											1		
									1												1						1				
											1																				1
1					1																										
			1			2		1						1																	
						1					1	2		1							1		1		2						
		1						1						2			2		1				1						2	1	
																							4								
2	1							1																							
1		1		1					2	1					1																
1		1		1			2		1		2	3	1		1					3		2			1	1			1		
																							1								
									1										1								1				
																						4	1								

給料表	職務の級	給号																													
		58	59	60	61	62	63	64	65	66	67	68	69	70	71	72	73	74	75	76	77	78	79	80	81	82	83	84	85	86	
医療職(1)	1																														
	2																														
	3			1																											
	4				2	1		4																							
医療職(2)	1																														
	2																														
	3	1																													
	4			2		2											1	1													
	5				2		1	1	1			4		2	1		1	2	1							2	1	1			4
	6																														
	7																														
医療職(3)	1																														
	2																														
	3						1																								
	4			2							1			1	1							1				1					
	5		1	2	1				1						1							3					2	1			2
	6																														

給料表	号給																													
	職務の級	118	119	120	121	122	123	124	125	126	127	128	129	130	131	132	133	134	135	136	137	138	139	140	141	142	143	144	145	146
医療職(1)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
医療職(2)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													
	7																													
医療職(3)	1																													
	2																													
	3																													
	4																													
	5																													
	6																													

第4表

給料表別、級別、

給料表	職務の級	計	年齢																								
			18歳未満	18歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37				
行政職	計	4,658人		12	26	53	37	120	133	170	158	129	127	142	128	106	120	97	77	85	73	66	54				
	1	946		12	26	53	37	120	133	170	158	129	65	25	10	3	2				2						
	2	737											62	117	118	102	118	67	38	36	22	13	5				
	3	509																30	39	49	48	52	42				
	4	915																					7				
	5	941														1											
	6	265																				1	1				
	7	248																									
	8	72																									
	9	21																									
10	4																										
公安職	計	2,071		29	24	33	28	63	57	59	68	54	73	48	60	50	65	47	63	74	47	60	61				
	1	326		29	24	33	28	63	57	46	20	4	11	2	1	4	1	1	1			1					
	2	319								13	47	46	50	30	34	29	25	16	16	8	2	1	1				
	3	410									1	4	12	16	24	16	34	26	36	45	34	34	34				
	4	556													1	1	5	4	10	21	11	24	26				
	5	345																									
	6	50																									
	7	39																									
	8	16																									
9	10																										
教育職(1)	計	3,112		1	1		1	20	27	32	33	29	40	50	46	62	54	54	50	57	58	52	49				
	1	171		1	1		1	2	3		2	2	3	5	2	2	3	5	2	7	4	3	8				
	2	2,614						18	24	32	31	27	37	45	44	60	51	49	48	50	54	49	41				
	特2	81																									
	3	157																									
4	89																										
教育職(2)	計	6,282						115	130	149	130	122	117	134	136	108	94	104	103	102	68	71	68				
	1																										
	2	5,234						115	130	149	130	122	117	134	136	108	94	104	103	102	68	71	68				
	特2	157																									
	3	477																									
4	414																										

(注) 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

年 齡 別 職 員 数

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歳 以上	平均年齢
59	69	78	79	79	111	107	116	116	148	115	145	189	174	181	157	159	162	115	126	122	137	1	40.7 歳
		1																					23.9
9	9	5	2	2	2	1	1		3		1	1	1	1							1		30.9
39	47	41	33	10	16	7	6	7	5	3	1	4	5	10	4	5	1	2		2	1		38.4
11	13	30	44	67	77	83	88	76	82	49	64	66	47	35	22	10	16	9	7	6	6		46.4
					15	15	21	33	48	53	66	97	98	109	103	85	56	44	40	28	28	1	51.6
		1							9	9	9	13	12	12	9	35	36	31	31	31	25		54.4
						1			1	1	4	8	10	11	15	21	39	19	35	39	44		55.7
														3	4	3	13	7	9	12	21		56.7
					1								1				1	2	3	4	9		56.9
																		1	1		2		57.8
61	71	54	72	52	56	67	49	52	37	32	30	38	27	25	45	38	40	25	39	50	48		37.6
																							22.3
														1									28.2
22	32	12	13	6	2	4		2				1											34.4
39	39	34	41	27	34	40	23	19	12	9	11	14	9	8	16	15	14	7	11	19	12		43.7
		8	18	19	20	21	24	26	24	16	16	18	10	12	20	15	13	11	14	15	25		49.2
						2	2	5	1	7	2	2	6	3	1	4	6		3	5	1		51.4
											1	3	2	1	6	3	3	6	4	5	5		55.1
															2	1	3		4	2	4		56.6
																	1	1	3	4	1		57.3
63	71	79	73	86	103	111	118	110	113	129	125	123	120	107	135	140	134	123	118	93	122		45.1
6	8	9	4	11	10	5	5	7	12	10	4	4	8	3	4	1	2	1	1				40.5
57	63	70	69	75	93	106	113	103	98	106	107	100	90	81	106	108	97	81	83	65	83		44.2
														2	2	9	10	15	14	12	17		56.6
									3	13	14	19	22	19	18	16	11	9	4	5	4		52.2
														2	5	6	14	17	16	11	18		56.5
83	83	99	85	110	100	114	118	127	147	169	226	262	276	282	273	337	327	325	335	330	323		45.1
83	83	99	85	110	99	111	110	115	120	134	178	185	198	207	202	250	233	221	230	216	214		43.3
					1	3	8	12	14	14	13	15	11	4	5	8	7	8	6	17	11		51.5
									13	21	35	60	58	56	39	45	38	38	28	24	22		52.8
											2	9	15	27	34	49	58	71	73	76			56.3

給料表	年齢 職務 の級	計	18 歳 未 満	18 歳	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
研究職	計	184人						2	4	1	2	1	5	3	9	10	2	5	7	5	1	5	2
	1	10					2	4	1	2				1									
	2	48										1	5	2	9	10	2	5	7	4	1	1	
	3	99																		1		4	2
	4	23																					
	5	4																					
医療職 (1)	計	25												1	3	1	1	2	2	1			
	1	1													1								
	2	11												1	2	1	1	2	2	1			
	3	4																					
	4	9																					
医療職 (2)	計	117							1	6	2	5	5	4	4	4	4	2	1	1	2		3
	1																						
	2	15							1	6	2	3	2	1									
	3	23										2	3	3	4	4	2	1	1	1			
	4	17																			1		3
	5	51																					
	6	4																					
	7	7																					
医療職 (3)	計	98					3	2	5	4	3	3	3	3	2	3	2	4	4	2	3	2	
	1																						
	2	23					3	2	5	4	3	2	2		1							1	
	3	33										1	1	3	1	3	2	4	4	2	3	1	
	4	11																					
	5	26																					
	6	5																					
全給料表	16,547		42	51	86	66	323	353	417	401	340	370	386	389	343	343	313	307	329	251	257	239	

(注) 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60 歲 以上	平均年齡	
1	1	3	3	3	1	3	3	8	7	6	4	7	3	6	10	12	10	2	10	9	8		43.9 歲	
																								23.8
		1																						30.8
1	1	2	3	3	1	3	3	8	7	6	4	7	3	6	10	11	4	2	3	4			48.7	
																1	6		6	3	7		57.1	
																			1	2	1		58.0	
						1	1		2				1	1			1		1		1	5	44.6	
																								29.0
													1											32.9
						1	1		2															45.8
														1			1		1		1	5	60.1	
1	1	4	3	1	1	6	6	3	2	3	1	8	2	4	3	3	7	3	2	7	6		43.0	
																								26.1
		1																		1				31.9
1		2	2	1		2						3		1							1		43.4	
	1	1	1		1	4	6	3	2	3	1	5	2	3	3	3	4	2	2	2	2		49.9	
																	2	1		1			56.0	
																	1			3	3		58.0	
3	2	1	4	1	3	2	2	2	2	2	2	1		3	1	4	3	5	3	2	2		39.3	
																								25.5
3	1	1		1	1											1							34.7	
	1		1		1	1	2		1	1		1		1			1						46.4	
			3		1	1		2	1	1	2			2	1	3	3	2	2	1	1		50.8	
																		2	1	1	1		57.2	
271	298	318	319	332	375	411	413	418	458	456	533	628	603	609	624	693	684	598	634	613	647	6	42.8	

第5表

給料表別、級別、学歴別職員数

給料表	学歴 区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		人員数	16,547 人	12,807 人	730 人	3,009 人	1 人
計	構成比	100.0 %	77.4 %	4.4 %	18.2 %	0.0 %	— %
行政 職	計	4,658	2,545	180	1,932	1	14.3
	1	946	423	104	419		14.0
	2	737	456	68	213		14.7
	3	509	305	5	198	1	14.4
	4	915	381	2	532		13.7
	5	941	519	1	421		14.2
	6	265	183		82		14.8
	7	248	188		60		15.0
	8	72	65		7		15.6
	9	21	21				16.0
	10	4	4				16.0
		構成比	100.0 %	54.6 %	3.9 %	41.5 %	0.0 %
公安 職	計	2,071	976	131	964		14.0
	1	326	94	26	206		13.3
	2	319	166	22	131		14.2
	3	410	201	42	167		14.2
	4	556	306	29	221		14.3
	5	345	168	10	167		14.0
	6	50	21	1	28		13.7
	7	39	16	1	22		13.7
	8	16	2		14		12.5
	9	10	2		8		12.8
	構成比	100.0 %	47.1 %	6.3 %	46.6 %		—
教育職 (1)	計	3,112	2,902	97	113		15.8
	1	171	69	43	59		14.1
	2	2,614	2,507	54	53		15.9
	特2	81	81				16.0
	3	157	157				16.0
	4	89	88		1		16.0
	構成比	100.0 %	93.3 %	3.1 %	3.6 %		—
教育職 (2)	計	6,282	5,995	287			15.9
	1						
	2	5,234	4,980	254			15.9
	特2	157	144	13			15.8
	3	477	467	10			16.0
	4	414	404	10			16.0
	構成比	100.0 %	95.4 %	4.6 %			—

給料表	学歴区分 職務の級	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	平均修学 年数
		計	184 人	184 人	人	人	人
研究職	1	10	10				16.0
	2	48	48				16.0
	3	99	99				15.9
	4	23	23				16.0
	5	4	4				16.0
	構成比	100.0 %	100.0 %				—
	医療職(1)	計	25	25			
1		1	1				18.0
2		11	11				18.0
3		4	4				18.0
4		9	9				17.8
構成比		100.0 %	100.0 %				—
医療職(2)	計	117	103	14			15.8
	1						
	2	15	13	2			15.7
	3	23	22	1			16.1
	4	17	12	5			15.4
	5	51	45	6			15.8
	6	4	4				16.0
	7	7	7				16.0
構成比	100.0 %	88.0 %	12.0 %			—	
医療職(3)	計	98	77	21			15.6
	1						
	2	23	22	1			15.9
	3	33	27	6			15.6
	4	11	7	4			15.3
	5	26	17	9			15.3
	6	5	4	1			15.6
	構成比	100.0 %	78.6 %	21.4 %			—

- (注) 1 学歴区分は、行政職、教育職(1)、教育職(2)、研究職、医療職(1)、医療職(2)及び医療職(3)の各給料表においては初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和45年岩手県人事委員会規則第12号）別表第2の級別資格基準表の学歴免許等欄に掲げる基準学歴区分（この場合において、医療職(2)の「短大3卒」は「短大卒」に含めた。）、公安職給料表においては同規則別表第3の学歴免許等資格区分表の学歴免許等の資格に対応する基準学歴区分によるものである。
- 2 平均修学年数は、前記の学歴区分に対応する修学年数により算出したものである。ただし医療職(1)にあつては大学卒18年、医療職(3)にあつては短大卒14年、高校卒11年とした。
- 3 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第6表

給 料 表 別 、 級 別

区分 職務の級	行政職					公安職				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 4,658	円 318,484	歳 40.7	年 19.8	年 14.3	人 2,071	円 322,818	歳 37.6	年 17.0	年 14.0
1	946	194,926	23.9	3.4	14.0	326	212,332	22.3	2.7	13.3
2	737	242,245	30.9	9.4	14.7	319	255,526	28.2	7.8	14.2
3	509	302,086	38.4	17.2	14.4	410	294,631	34.4	13.6	14.2
4	915	368,048	46.4	25.9	13.7	556	368,286	43.7	22.6	14.3
5	941	392,680	51.6	30.8	14.2	345	411,336	49.2	28.5	14.0
6	265	405,350	54.4	33.0	14.8	50	426,462	51.4	31.1	13.7
7	248	432,519	55.7	34.0	15.0	39	437,066	55.1	35.2	13.7
8	72	460,897	56.7	34.5	15.6	16	452,912	56.6	37.9	12.5
9	21	501,938	56.9	34.5	16.0	10	473,080	57.3	38.4	12.8
10	4	529,475	57.8	35.8	16.0					

区分 職務の級	教育職(1)					教育職(2)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 3,112	円 373,881	歳 45.1	年 22.4	年 15.8	人 6,282	円 365,940	歳 45.1	年 22.6	年 15.9
1	171	292,226	40.5	18.9	14.1					
2	2,614	370,024	44.2	21.5	15.9	5,234	353,161	43.3	20.8	15.9
特2	81	432,839	56.6	33.9	16.0	157	412,856	51.5	29.1	15.8
3	157	441,807	52.2	29.5	16.0	477	422,646	52.8	30.4	16.0
4	89	470,582	56.5	33.8	16.0	414	444,361	56.3	33.9	16.0

平 均 給 料 額 等

区分 職務の級	研究職					医療職(1)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 184	円 357,093	歳 43.9	年 21.1	年 16.0	人 25	円 469,152	歳 44.6	年 19.6	年 17.9
1	10	203,790	23.8	1.4	16.0	1	323,400	29.0	3.0	18.0
2	48	278,479	30.8	8.2	16.0	11	390,427	32.9	8.0	18.0
3	99	390,050	48.7	25.8	15.9	4	502,100	45.8	19.5	18.0
4	23	427,256	57.1	34.1	16.0	9	566,922	60.1	35.8	17.8
5	4	464,600	58.0	35.8	16.0					

区分 職務の級	医療職(2)					医療職(3)				
	人 員	職員1人当たり平均				人 員	職員1人当たり平均			
		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数		給 料 月 額	年 齢	経 験 年 数	修 学 年 数
計	人 117	円 335,326	歳 43.0	年 20.0	年 15.8	人 98	円 315,295	歳 39.3	年 16.7	年 15.6
1										
2	15	224,046	26.1	3.2	15.7	23	234,113	25.5	2.9	15.9
3	23	265,000	31.9	8.7	16.1	33	285,709	34.7	11.8	15.6
4	17	328,300	43.4	19.5	15.4	11	355,327	46.4	23.8	15.3
5	51	383,723	49.9	27.0	15.8	26	388,026	50.8	28.5	15.3
6	4	404,900	56.0	33.0	16.0	5	417,740	57.2	35.2	15.6
7	7	429,557	58.0	35.4	16.0					

(注) 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第7表

行政職給料表の経験年数階層別、給与決定上の学歴別人員及び平均給料額

経験 年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平 均 給 料 額	人 員	平 均 給 料 額
計		人 2,545 (85,906)	円 323,343 (316,501)	人 1,932 (43,948)	円 321,057 (336,800)
1年未満		65 (3,256)	186,876 (191,663)	21 (970)	160,085 (157,907)
1年以上	2年未満	67 (3,071)	193,579 (198,440)	38 (803)	163,776 (163,561)
2年以上	3年未満	102 (3,630)	200,646 (204,563)	48 (995)	167,637 (168,915)
3年以上	5年未満	183 (6,404)	209,859 (217,406)	86 (1,603)	179,658 (179,522)
5年以上	7年未満	175 (5,931)	228,125 (233,900)	131 (1,269)	194,782 (196,031)
7年以上	10年未満	238 (6,944)	243,917 (253,580)	114 (1,295)	212,154 (213,090)
10年以上	15年未満	281 (9,252)	278,491 (293,083)	135 (1,315)	240,567 (244,630)
15年以上	20年未満	156 (11,172)	331,546 (340,379)	77 (2,161)	284,142 (283,104)
20年以上	25年未満	350 (12,813)	372,669 (372,161)	223 (3,167)	331,765 (322,389)
25年以上	30年未満	378 (12,551)	394,304 (396,619)	233 (6,793)	365,454 (360,564)
30年以上	35年未満	396 (8,522)	415,732 (405,132)	437 (10,948)	384,541 (379,536)
35年以上		154 (2,360)	434,130 (406,635)	389 (12,629)	400,934 (394,146)

- (注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第8表

扶養手当の支給状況

区分	扶養手当 支給職員数 (人)	受給者1人 当たりの 平均手当額 (円)	扶養親族数		
			子 (人)	子以外 (人)	計 (人)
給料表					
計	6,847	20,481	9,989	3,293	13,282 [3,826]
行政職	1,829	19,404	2,412	1,031	3,443 [958]
公安職	1,159	20,809	1,778	701	2,479 [360]
教育職(1)	1,374	21,235	2,119	609	2,728 [810]
教育職(2)	2,317	20,820	3,458	859	4,317 [1,619]
研究職	93	19,473	119	60	179 [48]
医療職(1)	15	14,100	12	13	25 [2]
医療職(2)	44	19,181	63	16	79 [22]
医療職(3)	16	21,312	28	4	32 [7]

- (注) 1 本表において「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者を示している。
 2 「計」欄の [] 内は、5,000円加算の対象となる満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子の数を内数で示している。
 3 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第9表

給料の特別調整額及び管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	受給者計	受給者1人 当たりの平均 手当月額
旧支給割合	25%	20%	18~16%	16%	14~12%	12~8%		
本庁における主な職	部長	副部長	参事	総括課長	課長	担当課長		
受給者	人 21	人 67	人 56	人 281	人 760	人 504	人 1,689	円 57,685

- (注) 1 「旧支給割合」とは、給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第11号）による改正前の支給割合である。
 2 管理職手当の支給を受ける職員については、管理職手当に関する規則の一部を改正する規則（平成19年岩手県人事委員会規則第12号）による改正前の支給割合に対応する区分により分類している。
 3 区分が5種の課長は、職務の級が初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則第3条第1項に規定する級別職務区分表により行政職給料表の6級及び7級に分類される職である。
 4 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第10表

職 員 の 住 居 施

1 住居の種類別等利用状況

給料表	区 分	公団・公営住宅	民間賃貸住宅	間 借 り	下 宿	計	単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	計	人	人	人	人	人	人
	計	12	4,763	0	0	4,775	76
	行 政 職	2	1,250	0	0	1,252	37
	公 安 職	0	386	0	0	386	15
	教 育 職 (1)	1	946	0	0	947	12
	教 育 職 (2)	9	2,075	0	0	2,084	10
	研 究 職	0	51	0	0	51	1
	医 療 職 (1)	0	4	0	0	4	1
	医 療 職 (2)	0	28	0	0	28	0
	医 療 職 (3)	0	23	0	0	23	0

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 「単身赴任職員の配偶者等の住宅」とは、単身赴任手当を支給される職員が配偶者等の居住のために
 3 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 住居の種類別等住居費負担状況

家賃額 区 分	計	12千円未満	12	13	15	17	19	21	23	25	27	
			5	5	5	5	5	5	5	5	5	
区 分			13	15	17	19	21	23	25	27	29	
公団・公営住宅	12人			1				1	3		2	
民間賃貸住宅	4,763人				1		3		1	7	7	
間 借 り	0人											
下 宿	0人											
計	4,775人	0	0	1	1	0	3	1	4	7	9	
累 計	人 員	— 人	0	0	1	2	2	5	6	10	17	26
	比 率	— %	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.2	0.4	0.5
単身赴任職員の配偶者等の住宅		76人										

- (注) 1 住居手当を受給している職員のみを対象としている。
 2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

3 住居手当の支給状況

受給者数・平均手当月額	借 家 ・ 借 間				単身赴任職員の配偶者等の住宅（借家等）
	11千円未満	11千円以上 27千円未満	27千円	小 計	
手 当 受 給 者 数	6人	2,019人	2,750人	4,775人	76人
受給者1人当たりの平均手当月額	25,244円				13,075円

- (注) 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

設 の 利 用 状 況

借り受けている住宅等をいう。

29	31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55千円 以 上
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
31	33	35	37	39	41	43	45	47	49	51	53	55	
		1	1	1		1		1					
28	21	15	64	48	151	84	97	284	220	393	237	352	2,750
28	21	16	65	49	151	85	97	285	220	393	237	352	2,750
54	75	91	156	205	356	441	538	823	1,043	1,436	1,673	2,025	4,775
1.1	1.6	1.9	3.3	4.3	7.5	9.2	11.3	17.2	21.8	30.1	35.0	42.4	100.0
			1		3			2	1	4	4	1	60

第11表

職 員 の 通

1 通勤手当の受給者の状況

給料表	区 分	計	交通機関等利用者			
			鉄道	バス	併用者等	計
	計	13,231 人	441 人	824 人	196 人	1,461 人
	行 政 職	3,276	265	623	153	1,041
	公 安 職	1,356	91	129		220
	教 育 職 (1)	2,701	50	31	20	101
	教 育 職 (2)	5,560	29	22	8	59
	研 究 職	166		10	6	16
	医 療 職 (1)	3	1		1	2
	医 療 職 (2)	101	4	5	3	12
	医 療 職 (3)	68	1	4	5	10

(注) 1 高速自動車国道を利用する職員にあっては、交通用具使用者として調査した。
 2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 交通機関等利用者の所要運賃額別職員数

給料表	運賃額 区分	計	12千円	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30	32	34
			未満	〃 14	〃 16	〃 18	〃 20	〃 22	〃 24	〃 26	〃 28	〃 30	〃 32	〃 34	〃 36
	行 政 職	1,314 人	732	86	72	59	17	12	16	3	21		2	4	12
	公 安 職	241 人	185	15	14	11	2	1	2						2
	教 育 職 (1)	269 人	40	8	3	12	3	10	5	3	6		5	4	5
	教 育 職 (2)	130 人	34	6	4	3	3	2	2		1	1	1		7
	研 究 職	19 人	5			4		1			1	1			1
	医 療 職 (1)	2 人	1												
	医 療 職 (2)	22 人	6		3				2		1		1		4
	医 療 職 (3)	15 人	3	1	1										
	計	2,012 人	1,006	116	97	89	25	26	27	6	30	2	9	8	31
累	人員	一 人	1,006	1,122	1,219	1,308	1,333	1,359	1,386	1,392	1,422	1,424	1,433	1,441	1,472
計	比率	一 %	50.0	55.8	60.6	65.0	66.3	67.5	68.9	69.2	70.7	70.8	71.2	71.6	73.2

(注) 1 所要運賃額は、通勤手当に関する規則（昭和33年岩手県人事委員会規則第9号）第7条の規定による額
 2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

勤 の 状 況

交通用具使用者				交通機関等と交通用具併用者			
自動車	オートバイ等	自転車	計	自動車	オートバイ等	自転車	計
10,618 人	44 人	557 人	11,219 人	395 人	9 人	147 人	551 人
1,517	21	424	1,962	158	3	112	273
1,004	17	94	1,115	19		2	21
2,408	4	20	2,432	140	4	24	168
5,419	2	9	5,430	66	2	3	71
142		5	147	3			3
1			1				
76		3	79	7		3	10
51		2	53	2		3	5

36	38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95千円
38	40	42	44	46	48	50	55	60	65	70	75	80	85	90	95	以上
1	2	1	2		3		84	4	79	27	11	47	11			6
	1		1				6		1							
2			2	1	1		19	5	55	18	17	31	7	4	1	2
		2	1		1	1	11	2	23	8	6	8	1	1		1
								1	1							4
							1									
									1		1	1		2		
	1						2	1	1	1	1	2	1			
3	4	3	6	1	5	1	123	13	161	54	36	89	20	7	1	13
1,475	1,479	1,482	1,488	1,489	1,494	1,495	1,618	1,631	1,792	1,846	1,882	1,971	1,991	1,998	1,999	2,012
73.3	73.5	73.7	74.0	74.0	74.3	74.3	80.4	81.1	89.1	91.7	93.5	98.0	99.0	99.3	99.4	100.0

(交通機関等と交通用具との併用者にあつては、交通機関等に係る額のみ) により調査した。

3 交通用具の使用距離別職員数

交通用具		計	4 k m	4	6	8	10	12	14	16	18	20
			未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5
自動車		11,013 人	1,811	1,410	1,082	912	752	553	521	435	330	342
オートバイ等		53 人	26	12	13			1			1	
自転車		704 人	596	90	13	1	2		1			
計		11,770 人	2,433	1,512	1,108	913	754	554	522	435	331	342
累 計	人 員	— 人	2,433	3,945	5,053	5,966	6,720	7,274	7,796	8,231	8,562	8,904
	比 率	— %	20.7	33.5	42.9	50.7	57.1	61.8	66.2	69.9	72.7	75.6

- (注) 1 交通機関等と交通用具の併用者については、交通用具の使用距離により調査した。
 2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

4 高速自動車国道利用者の所要料金額別職員数

給料表		計	20千円	20	25	30	35	40	45	50	55	60	70	80千円
			未満	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	以上
計		188 人	58	23	24	32	32	8	8	2				1
行政職		48 人	6	10	9	10	9	1	2					1
公安職		1 人				1								
教育職(1)		100 人	51	6	7	14	15	4	3					
教育職(2)		19 人		3	3	3	5	2	2	1				
研究職		8 人		4	3	1								
医療職(1)		人												
医療職(2)		9 人	1		1	3	1	1	1	1				
医療職(3)		3 人			1	1	1							

- (注) 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

22	24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65 k m
∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	∪	
24	26	28	30	32	34	36	38	40	45	50	55	60	65	以上
292	247	233	203	201	151	152	132	123	304	185	148	99	78	317
	1													
292	248	233	203	201	151	152	132	123	304	185	148	99	78	317
9, 196	9, 444	9, 677	9, 880	10, 081	10, 232	10, 384	10, 516	10, 639	10, 943	11, 128	11, 276	11, 375	11, 453	11, 770
78. 1	80. 2	82. 2	83. 9	85. 6	86. 9	88. 2	89. 3	90. 4	93. 0	94. 5	95. 8	96. 6	97. 3	100. 0

5 通勤手当の支給状況

区分 給料表	交通機関等					交通用具							
	手当受給者数				受給者 1人当 たりの 平均手 当月額	手当受給者数							受給者 1人当 たりの 平均手 当月額
	55千円 未満	55千円 以上 ∪ 75千円 未満	75千円 以上	小計		4km 未満	4km 以上 ∪ 10km 未満	10km 以上 ∪ 20km 未満	20km 以上 ∪ 40km 未満	40km 以上 ∪ 60km 未満	60km 以上	小計	
	人	人	人	人		円	人	人	人	人	人	人	
計	1, 618	264	130	2, 012	24, 092	2, 433	3, 533	2, 596	2, 077	736	395	11, 770	9, 537
行政職	1, 129	121	64	1, 314	20, 826	765	555	348	331	149	87	2, 235	9, 017
公安職	240	1		241	11, 155	327	389	199	175	39	7	1, 136	7, 227
教育職(1)	129	95	45	269	43, 258	425	667	545	490	267	206	2, 600	12, 200
教育職(2)	80	39	11	130	36, 931	869	1, 849	1, 429	1, 022	254	78	5, 501	8, 820
研究職	13	2	4	19	33, 659	19	47	37	28	15	4	150	11, 116
医療職(1)	2			2	28, 521			1				1	6, 900
医療職(2)	17	2	3	22	29, 715	10	15	26	23	7	8	89	14, 713
医療職(3)	8	4	3	15	42, 089	18	11	11	8	5	5	58	11, 530

(注) 1 交通機関等と交通用具の併用者にあつては、それぞれの区分に計上している。
2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第12表

単身赴任手当の支給状況

1 給料表別、任命権者別単身赴任手当受給者数

区分 任命権者	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 284	人 268	人 186	人 349	人 8	人 4	人 4	人 3	人 1,106
知事	246				8	4	4	3	265
教育委員会	31		186	349					566
本庁等	10		1	2					13
高等学校等	17		185	1					203
小・中学校	4			346					350
警察本部長	6	268							274
その他	1								1

(注) 1 高等学校等には、特別支援学校が含まれている。

2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

2 給料表別、支給額別単身赴任手当受給者数

区分 支給額	受給者数								
	行政職	公安職	教育職(1)	教育職(2)	研究職	医療職(1)	医療職(2)	医療職(3)	計
計	人 284	人 268	人 186	人 349	人 8	人 4	人 4	人 3	人 1,106
30,000円 80km未満	34	99	21	119	1	1	1		276
36,000円 80km以上 100km未満	70	61	40	77	1	1	2	2	254
38,000円 100km以上 150km未満	155	97	95	120	6	1	1	1	476
40,000円 150km以上 200km未満	16	7	27	24					74
42,000円 200km以上 250km未満	1	2	2	7					12
44,000円 250km以上 300km未満		1	1			1			3
46,000円 300km以上 500km未満	2								2
54,000円 500km以上 700km未満	5	1							6
62,000円 700km以上 900km未満									
70,000円 900km以上 1,100km未満	1			1					2
76,000円 1,100km以上 1,300km未満									
82,000円 1,300km以上 1,500km未満									
88,000円 1,500km以上 2,000km未満									
94,000円 2,000km以上 2,500km未満									
100,000円 2,500km以上				1					1

(注) 1 「支給額」欄中の距離数は、各々の支給額に対応する距離区分を示している。

2 暫定再任用職員並びに任期付研究員及び任期付職員は、含まれていない。

第13表

暫定再任用職員の給料表別、級別人員数

1 フルタイム勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8以上
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	183		1	150	24	1		2	5
公安職	44		1	16	27				
教育職(1)	269	23	246						
教育職(2)	342		342						
研究職	10		10						
医療職(2)	2			1	1				
医療職(3)	3			1		2			
計	853								

2 短時間勤務職員

給料表	職務の級 計	1	2	3	4	5	6	7	8以上
		人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	11		9				1		1
教育職(1)	10	1	9						
教育職(2)	194		194						
研究職	2		2						
医療職(2)	1		1						
計	218								

2 職種別民間給与実態調査関係

令和5年職種別民間給与実態調査の概要

1 調査の目的と時期

この調査は、職員の給与を検討するため、令和5年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

本委員会、人事院及び他都道府県等の人事委員会

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 522事業所

(2) 調査対象職種

76職種（うち初任給関係職種18）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

上記3の(1)の事業所を組織、規模、産業によって10層に層化し、これらの層から149事業所を無作為抽出法により抽出したが、そのうち調査が完結した事業所は133事業所であり、その内訳は第14表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係職種以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員及び役員は全て除外した。

(3) 集計

ア 調査実人員

2,781人（うち初任給関係職種97人）であり、うち、行政職に相当する調査実人員は2,165人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は14,573人であり、うち、行政職に相当するものは9,724人である。

イ 算出

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第14表

産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模	規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
	事業所	事業所	事業所	事業所	事業所
産業計		133	37	54	42
農業，林業，漁業		1	0	1	0
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業		22	2	6	14
製造業		49	14	25	10
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業，郵便業		21	6	7	8
卸売業，小売業		8	4	3	1
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業		3	2	0	1
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業		29	9	12	8

(注) 1 上記のほか、調査不能の事業所が16所あった。

- 2 調査対象事業所149所に占める調査完了事業所133所の割合（調査完了率）は89.3%である。
- 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表

職 種 別 に み た

職 種 名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	(763) 4	(53.8) 55.8	(776,427) 655,831	(4,451) 108	(771,976) 655,723
	工 場 長	(458) 6	(54.3) 54.6	(731,657) 538,437	(2,192) 0	(729,465) 538,437
	事 務 部 長	(13,716) 45	(52.5) 52.9	(731,547) 551,442	(4,752) 5,469	(726,795) 545,973
	技 術 部 長	(8,912) 19	(52.9) 52.7	(704,930) 575,319	(4,285) 0	(700,645) 575,319
	事 務 部 次 長	(5,227) 22	(52.1) 53.5	(646,099) 559,937	(4,329) 1,113	(641,770) 558,824
	技 術 部 次 長	(3,057) 6	(52.3) 55.4	(646,766) 521,761	(7,906) 1,581	(638,860) 520,180
	事 務 課 長	(27,319) 92	(49.2) 50.3	(625,246) 585,689	(14,418) 16,090	(610,828) 569,599
	技 術 課 長	(23,269) 67	(49.7) 51.4	(606,279) 557,409	(12,159) 3,758	(594,120) 553,651
	事 務 課 長 代 理	(11,478) 53	(46.1) 49.5	(555,992) 515,223	(71,399) 30,972	(484,593) 484,251
	技 術 課 長 代 理	(7,921) 7	(46.7) 48.8	(533,093) 663,157	(46,553) 67,124	(486,540) 596,033
	事 務 係 長	(28,688) 220	(45.3) 45.6	(483,577) 424,933	(60,886) 42,155	(422,691) 382,778
	技 術 係 長	(23,708) 102	(45.9) 47.6	(511,739) 510,153	(78,431) 71,455	(433,308) 438,698
	事 務 主 任	(25,842) 262	(42.3) 43.0	(418,932) 391,226	(54,537) 47,507	(364,395) 343,719
	技 術 主 任	(23,580) 68	(42.8) 47.8	(439,393) 474,007	(69,867) 77,780	(369,526) 396,227
	事 務 係 員	(103,223) 794	(37.5) 36.8	(345,272) 285,078	(42,962) 28,999	(302,310) 256,079
	技 術 係 員	(80,170) 398	(35.9) 36.1	(363,416) 315,800	(56,153) 49,337	(307,263) 266,463

- (注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。
2 「中間職（部長－課長間）」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は
3 「中間職（課長－係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は
4 「中間職（係長－係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は

民 間 給 与 額 等

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長（取締役兼任者を除く。）	第16表参照
構成員50人以上の工場の長（取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	同 上
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職 中間職（部長－課長間）	同 上
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職	同 上
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職 中間職（課長－係長間）	同 上
係の長及び係長級専門職	同 上
係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長－係員間）	同 上
	同 上

給与上の等級（格付）から職責が部長と課長の間位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の間位置付けられる者をいう。
 給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の間位置付けられる者をいう。

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
技能・労務関係職種	電話交換手	(58)	(45.1)	(293,739)	(13,810)	(279,929)
		-	-	-	-	-
	自家用乗用自動車 運転手	(94)	(53.6)	(347,069)	(51,109)	(295,960)
		6	50.5	328,164	15,013	313,151
教育関係職種	守衛	(259)	(49.3)	(365,034)	(65,027)	(300,007)
		-	-	-	-	-
	用務員	(124)	(51.2)	(306,589)	(23,341)	(283,248)
		-	-	-	-	-
教育関係職種	大学学長・ 副学長・学部長	(414)	(59.7)	(807,943)	(4,948)	(802,995)
		4	67.8	867,733	0	867,733
	大学教授	(2,509)	(57.3)	(747,643)	(6,012)	(741,631)
		22	59.1	606,413	568	605,845
	大学准教授	(1,988)	(48.6)	(623,984)	(7,266)	(616,718)
		16	51.6	520,637	5,354	515,283
	大学講師	(1,430)	(45.5)	(556,885)	(13,141)	(543,744)
		19	49.0	469,951	0	469,951
	大学助教	(948)	(39.7)	(516,611)	(40,398)	(476,213)
		24	42.0	384,167	0	384,167
教育関係職種	高等学校校長	(53)	(61.1)	(810,077)	(17,253)	(792,824)
		-	-	-	-	-
	高等学校教頭	(186)	(55.9)	(647,805)	(10,119)	(637,686)
		4	52.3	407,575	0	407,575
	高等学校主幹教諭	(56)	(50.6)	(591,813)	(15,980)	(575,833)
	-	-	-	-	-	
教育関係職種	高等学校指導教諭	(30)	(50.1)	(571,336)	(19,213)	(552,123)
		-	-	-	-	-
	高等学校教諭	(2,346)	(43.8)	(500,684)	(18,528)	(482,156)
		15	42.2	350,850	37,389	313,461
研究関係職種	研究所長	(55)	(55.5)	(812,884)	(1,334)	(811,550)
		-	-	-	-	-
	研究部(課)長	(912)	(51.1)	(689,425)	(17,536)	(671,889)
		X	48.5	512,456	0	512,456
	研究室(係)長	(750)	(47.3)	(591,191)	(46,741)	(544,450)
		-	-	-	-	-
研究関係職種	主任研究員	(1,467)	(44.7)	(524,679)	(42,491)	(482,188)
		X	35.0	420,880	1,527	419,353
	研究員	(2,434)	(37.5)	(411,047)	(52,697)	(358,350)
		12	44.4	366,807	13,029	353,778
研究関係職種	研究補助員	(335)	(36.9)	(378,615)	(33,135)	(345,480)
		11	37.5	305,328	15,355	289,973

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
電話交換手については、見習、外国語の電話交換手を除く。

構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)

2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長

構成員3人以上の室(係)の長

下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			
			きまって支給する給与		(A) - (B)	
			(A)	うち時間外手当 (B)		
	人	歳	円	円	円	
医療関係職種	病院長	(58) X	(62.7) 60.5	(1,775,506) 694,938	(29,953) 0	(1,745,553) 694,938
	副院長	(200) 5	(58.3) 57.9	(1,664,643) 1,092,544	(118,467) 46,750	(1,546,176) 1,045,794
	医科長	(708) 9	(51.9) 56.3	(1,404,782) 636,675	(197,161) 15,460	(1,207,621) 621,215
	医師	(1,375) 12	(42.7) 51.8	(1,123,733) 609,002	(119,833) 21,577	(1,003,900) 587,425
	歯科医師	(83) 22	(42.2) 43.4	(622,383) 450,194	(17,910) 3,536	(604,473) 446,658
	薬局長	(202) X	(50.5) 41.0	(504,241) 409,396	(30,766) 0	(473,475) 409,396
	薬剤師	(1,412) 14	(37.2) 37.0	(367,278) 368,043	(30,998) 31,895	(336,280) 336,148
	診療放射線技師	(1,724) 24	(39.7) 41.9	(378,907) 374,105	(32,363) 17,390	(346,544) 356,715
	臨床検査技師	(1,789) 24	(40.7) 42.4	(357,422) 350,966	(25,382) 15,374	(332,040) 335,592
	栄養士	(1,334) 13	(36.1) 42.3	(282,204) 328,312	(17,157) 33,932	(265,047) 294,380
	理学療法士	(3,160) 36	(33.6) 33.5	(307,745) 282,971	(15,165) 10,658	(292,580) 272,313
	作業療法士	(2,502) 41	(34.2) 32.9	(296,356) 274,105	(12,093) 11,284	(284,263) 262,821
	総看護師長	(238) X	(54.8) 48.5	(530,142) 438,972	(10,700) 45,472	(519,442) 393,500
	看護師長	(2,825) 21	(48.2) 50.8	(455,956) 396,746	(36,604) 18,172	(419,352) 378,574
	看護師	(8,470) 129	(39.0) 42.1	(380,837) 339,867	(47,225) 19,055	(333,612) 320,812
	准看護師	(2,335) 28	(46.4) 43.4	(306,113) 276,761	(33,311) 12,765	(272,802) 263,996

(注) 1 ()内は、人事院が調査した全国数値である。

2 Xは、調査実員数が2人以下を示す。

備 考

部下に医師又は歯科医師 5 人以上

上記病院長に事故等のあるときの職務代行者

部下に医師又は歯科医師 1 人以上

部下に薬剤師 2 人以上

部下に看護師長 5 人以上

部下に看護師又は准看護師 5 人以上

第16表

公民給与の比較における対応関係

職員	民間事業所		
	企業規模 500人以上	企業規模 100人以上500人未満	企業規模 50人以上100人未満
行政職給料表	支店長、工場長、 部長、部次長		
10級及び9級			
8級	課長	支店長、工場長、 部長、部次長	支店長、工場長、 部長、部次長
7級			
6級	課長代理	課長	支店長、工場長、 部長、部次長
5級			課長
4級	係長	課長代理	課長代理
3級		係長	係長
2級	主任	主任	主任
1級	係員	係員	係員

(注) 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

第17表

職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種	学 歴	企 業 規 模			
		規模計	500人以上	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
新卒事務員	大学卒	円 191,792	円 190,315	円 191,726	円 196,273
	短大卒	169,121	X	170,718	X
	高校卒	162,419	160,261	163,579	X
新卒技術者	大学卒	199,230	214,152	180,163	-
	短大卒	X	-	X	-
	高校卒	169,588	X	169,232	X
新卒事務員・技術者計	大学卒	192,953	194,391	189,426	196,273
	短大卒	167,664	X	168,359	X
	高校卒	166,722	167,020	167,033	162,667

(注) Xは、採用人数が2人以下である。

備考 職員の初任給月額は、I種試験採用者（大卒相当）で186,800円、II種試験採用者（短大卒相当）で168,500円、III種試験採用者（高卒相当）で155,900円である。

第18表

民間における初任給の改定状況

学歴	項目 企業規模	採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	規模計	% 17.7	% 49.7	% 50.3	% 0.0	% 82.3
	500人以上	30.9	65.4	34.6	0.0	69.1
	100人以上 500人未満	12.6	12.0	88.0	0.0	87.4
	50人以上 100人未満	10.3	75.0	25.0	0.0	89.7
高校卒	規模計	13.6	52.6	47.4	0.0	86.4
	500人以上	15.4	73.5	26.5	0.0	84.6
	100人以上 500人未満	15.5	52.3	47.7	0.0	84.5
	50人以上 100人未満	7.7	0.0	100.0	0.0	92.3

(注) 初任給の改定状況欄は、採用がある事業所を100とした割合である。

第19表

民間における家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		65.3%
配偶者に家族手当を支給する		56.9%
家族手当制度がない		34.7%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	12,366円
	配偶者と子1人	18,444円
	配偶者と子2人	23,612円

- (注) 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合である。
 2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は87.2%である。
 3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

第20表

民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	部長級（非役員）		課長級		係員	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
		%	%	%	%	%	%
規模計		50.8	49.2	50.8	49.2	56.9	43.1
500人以上		44.8	55.2	45.4	54.6	57.3	42.7
100人以上 500人未満		51.9	48.1	51.4	48.6	56.6	43.4
50人以上 100人未満		57.1	42.9	56.7	43.3	57.1	42.9

第21表

在宅勤務の実施状況及び在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当		在宅勤務を 実施していない
	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	
38.6%	(28.3%)	(71.7%)	61.4%

- (注) 1 () 内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合である。
 2 在宅勤務関連手当を支給する事業所のうち、支給目的を「光熱費の負担増への配慮のみ」とし、かつ月額手当を支給している事業所はなかった。

3 生計費及び労働経済指標関係

令和5年4月の標準生計費算定方法の概要

総務省の「全国家計構造調査」、「全国単身世帯収支実態調査」及び「家計調査」に基づき、令和5年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

1 標準生計費の費目

標準生計費は、次の5つの費目別に算定している。各費目の内容は、それぞれ次に掲げる家計調査等の大分類項目に対応する。

食料費 ----- 食料

住居関係費 ----- 住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費 ----- 被服及び履物

雑費 I ----- 保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II ----- その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人～5人世帯については、家計調査（勤労者世帯）における令和5年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの。以下「平均4人値」という。）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

1人世帯については、全国の標準生計費「1人世帯」に、本県の平均4人値を全国の平均4人値で除して得た値を乗じて算定した。

（注） 全国の標準生計費「1人世帯」とは、令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」の単身勤労者世帯について、並数階層の費目別支出金額を求め、これに消費動向の変動分を反映して、令和5年4月の費目別標準生計費を算定したものである。

3 算定結果

算定結果は、第22表に示すとおりである。

第22表

盛岡市における費目別、世帯人員別標準生計費

(単位：円)

費目 \ 世帯人員	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	31,290	31,550	49,680	67,810	85,930
住居関係費	66,560	70,800	64,330	57,860	51,400
被服・履物費	7,510	5,110	8,270	11,420	14,580
雑費Ⅰ	18,690	19,450	37,240	55,030	72,810
雑費Ⅱ	8,240	9,620	13,380	17,140	20,900
計	132,290	136,530	172,900	209,260	245,620

参考1

盛岡市における1人世帯の標準生計費の全国との比較

(単位：円)

区分	盛岡市		全国	
食料費	31,290	(94.2)	33,220	(100.0)
住居関係費	66,560	(142.7)	46,640	(100.0)
被服・履物費	7,510	(130.4)	5,760	(100.0)
雑費Ⅰ	18,690	(75.3)	24,830	(100.0)
雑費Ⅱ	8,240	(78.8)	10,460	(100.0)
計	132,290	(109.4)	120,910	(100.0)

(注) ()内は、全国を100として計算した指数である。

参考2

費目別、世帯人員別生計費換算乗数

世帯人員 費目	2人	3人	4人	5人
食料費	0.371	0.584	0.797	1.010
住居関係費	0.894	0.812	0.731	0.649
被服・履物費	0.290	0.469	0.648	0.827
雑費Ⅰ	0.178	0.341	0.504	0.667
雑費Ⅱ	0.227	0.315	0.404	0.493

(注) この換算乗数は、令和4年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除した値を小数点以下第3位まで示したものである。

第23表

労働経

項目				年 月				
				令和4年 4月	5月	6月	7月	
賃金労働時間 (厚生労働省毎月勤労統計調査)	きま つて 支 給 す る 給 与	全国	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	307,905	301,194	304,007	303,699
				前年同月比(%)	2.5	2.1	2.3	2.0
			うち所定内給与	金額(円)	281,865	277,201	280,002	279,066
			前年同月比(%)	2.2	1.9	2.1	1.8	
		うち所定外給与	金額(円)	26,040	23,993	24,005	24,633	
			前年同月比(%)	6.7	5.4	5.2	3.8	
	岩手県	調査産業計(30人以上規模)	金額(円)	259,595	259,887	259,627	262,482	
				前年同月比(%)	1.1	3.1	1.8	1.9
			うち所定内給与	金額(円)	235,875	237,923	238,213	239,116
			前年同月比(%)	0.9	3.2	2.1	2.0	
		うち所定外給与	金額(円)	23,720	21,964	21,414	23,366	
			前年同月比(%)	3.7	1.5	△ 1.8	1.4	
労働時間	全国	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	149.0	137.6	149.6	147.0	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.9	11.7	12.1	12.1	
	岩手県	総労働時間数(30人以上規模)	時間数(時間)	152.2	143.4	153.6	151.7	
		うち所定外労働時間数	時間数(時間)	12.4	11.5	11.2	12.3	
生計費	消費支出(全世帯) (総務省家計調査)	全国	金額(円)	344,126	314,979	300,489	317,575	
				前年同月比(%)	1.6	△ 0.9	6.9	4.9
		東京都区部	金額(円)	376,903	315,880	298,750	344,190	
				前年同月比(%)	△ 13.3	△ 16.9	△ 0.7	1.4
		盛岡市	金額(円)	283,727	360,715	280,560	347,670	
				前年同月比(%)	△ 33.3	10.5	△ 5.3	29.6
物価	消費者物価指数 (総務省)	全国	前年同月比(%)	2.5	2.5	2.4	2.6	
		東京都区部	前年同月比(%)	2.4	2.4	2.3	2.5	
		盛岡市	前年同月比(%)	2.3	2.7	2.3	2.3	
	国内企業物価指数(日本銀行)			前年同月比(%)	9.9	9.4	9.6	9.3
雇用	常用雇用指数(調査産業計) (厚生労働省毎月勤労統計調査)	全国	前年同月比(%)	△ 1.1	△ 0.9	△ 0.6	△ 0.6	
		岩手県	前年同月比(%)	0.3	2.8	2.7	3.7	
	完全失業率(総務省労働力調査)			比率(%)	2.6	2.6	2.6	2.6
	有効求人倍率 (厚生労働省)	全国	倍率(倍)	1.24	1.25	1.27	1.28	
		岩手県	倍率(倍)	1.32	1.31	1.31	1.31	

(注) 1 「消費者物価指数」、「国内企業物価指数」及び「常用雇用指数」は令和2年基準である。
 2 「完全失業率」及び「有効求人倍率」は季節調整値である。

濟 指 標

8月	9月	10月	11月	12月	令和5年					
					1月	2月	3月	4月	5月	6月
301,851	304,032	305,314	305,698	305,890	303,874	303,526	306,819	310,867	307,674	309,495
2.3	2.6	2.3	2.6	2.4	1.7	1.3	0.9	1.0	2.2	1.8
277,677	279,695	279,874	280,041	280,051	279,485	279,057	281,620	285,120	283,500	285,211
2.1	2.2	1.7	2.2	2.3	1.8	1.4	1.0	1.2	2.3	1.9
24,174	24,337	25,440	25,657	25,839	24,389	24,469	25,199	25,747	24,174	24,284
4.5	7.1	8.5	6.2	4.0	0.8	0.4	0.7	△ 1.1	0.8	1.2
258,306	256,246	257,006	256,998	260,212	250,487	249,127	253,072	255,914	253,466	255,966
1.2	1.1	0.7	0.2	0.0	△ 2.9	△ 1.1	△ 2.3	△ 1.4	△ 2.5	△ 1.4
235,021	233,268	234,981	235,234	236,112	230,287	229,505	233,944	236,974	235,063	236,867
1.7	1.0	0.7	0.4	△ 0.2	△ 1.8	0.0	0.0	0.5	△ 1.2	△ 0.6
23,285	22,978	22,025	21,764	24,100	20,200	19,622	19,128	18,940	18,403	19,099
△ 3.1	2.9	△ 0.2	△ 1.8	2.3	△ 13.9	△ 13.1	△ 23.7	△ 20.2	△ 16.2	△ 10.8
139.1	144.0	144.5	146.0	144.2	135.7	139.7	145.8	148.3	140.9	149.7
11.3	12.2	12.6	12.6	12.6	11.8	12.0	12.5	12.6	11.7	11.9
145.4	147.4	148.1	147.1	147.4	139.6	141.1	149.9	149.8	144.1	153.1
11.6	11.8	11.2	11.1	12.0	10.6	10.4	10.8	10.8	10.7	10.6
322,438	313,989	328,684	308,122	353,794	331,130	298,749	340,016	334,229	311,830	298,405
9.6	6.2	5.1	1.3	2.8	5.3	4.7	△ 1.1	△ 2.9	△ 1.0	△ 0.7
373,977	354,189	389,216	360,122	399,588	387,486	321,866	362,173	391,188	344,264	314,543
15.5	5.3	7.6	5.9	△ 1.8	6.4	11.8	3.8	3.8	9.0	5.3
310,033	280,503	258,039	268,373	370,130	303,037	342,962	330,892	313,081	307,413	253,039
5.6	4.8	△ 4.5	△ 0.5	8.5	△ 0.2	18.2	△ 1.1	10.3	△ 14.8	△ 9.8
3.0	3.0	3.7	3.8	4.0	4.3	3.3	3.2	3.5	3.2	3.3
2.9	2.8	3.5	3.7	3.9	4.4	3.4	3.3	3.5	3.2	3.2
2.3	2.6	3.2	3.5	4.3	4.7	3.8	3.6	4.1	3.5	3.8
9.6	10.3	9.7	9.9	10.6	9.6	8.3	7.4	6.1	5.3	4.3
△ 0.5	△ 0.4	△ 0.5	△ 0.3	△ 0.3	0.6	0.6	0.6	0.7	0.8	0.6
3.4	2.4	3.8	3.7	4.7	3.3	4.9	4.4	4.3	1.7	1.3
2.5	2.6	2.6	2.5	2.5	2.4	2.6	2.8	2.6	2.6	2.5
1.31	1.32	1.34	1.35	1.36	1.35	1.34	1.32	1.32	1.31	1.30
1.32	1.34	1.36	1.38	1.35	1.32	1.30	1.25	1.23	1.25	1.22